

久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則
の一部を改正する規則

久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育総務課の項中「全職員」を「幼稚園の職員以外の職員」に改め、
同表中

「

| | | |
|-----|-------------|--|
| 学務課 | 幼稚園の職員以外の職員 | 午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限 |
|-----|-------------|--|

」

を

「

| | | |
|-------|-----|--|
| 学校施設課 | 全職員 | 午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限 |
|-------|-----|--|

」

に改める。

別表第2中「学務課」を「教育総務課」に、「学校給食センターの職員」を「全職員」に、「文化財保護課」を「文化振興課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。